

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>8の27-2 規則第8条の27に規定する継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況をいうものとし、<u>債務超過、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の不履行、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、事業活動の継続に不可欠な重要な資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業活動の制約等</u>が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況となる場合もあることに留意する。</p>	<p>8の27-2 規則第8条の27に規定する継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況をいうものとし、<u>同条に掲げる事象又は状況の他、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、事業の継続に不可欠な重要な資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業の制約等</u>が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況となる場合もあることに留意する。</p>
<p>8の27-3 規則第8条の27の注記において、<u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、例えば重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が各企業の実態を反映したものであるか否か、同条第2号に規定する対応策を講じてもお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かといった観点から、総合的かつ実質的に判断を行うものとし、8の27-2に規定する事象又は状況が存在するか否かといった画一的な判断を行うことのないよう留意する。</u></p>	<p>8の27-3 規則第8条の27の注記において、<u>貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合若しくは当該事象又は状況が変化した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。</u></p>
<p>8の27-4 規則第8条の27第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも貸借対照表日の翌日から<u>1年間に講じるものを記載することに留意する。</u></p>	<p>8の27-4 規則第8条の27第3号に規定する経営者の対応及び経営計画については、少なくとも貸借対照表日の翌日から<u>1年以上の経営計画等を記載することに留意する。</u></p>
<p>8の27-5 貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、<u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第8条の4に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。</u></p>	<p>8の27-5 貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす場合には、<u>当該事象又は状況は規則第8条の4に規定する後発事象に該当することに留意する。</u></p>

※波線部分~~は~~は、平成21年4月13日（月）に公表したものからの修正箇所。